

住所地外接種届出済証（新型コロナウイルス感染症）について

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしていますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している方は、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うことにより、接種を受けることができます。

【住所地外での接種対象者】

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者 など

【申請方法】

住民票所在地以外での接種を希望する方は、接種を行う医療機関等が所在する市町村に「住所地外接種届」の届出が必要です。下記のいずれかの方法で申請してください。

「住所地外接種届」を受理した後、記載内容を確認したうえで「住所地外接種届出済証」を交付（郵送）します。（1 週間程度時間を要します）

① 郵送申請

「住所地外接種届」に必要事項を記入し、「接種券の写し（コピー）」及び「本人確認書類の写し（コピー）」を添付して、接種を行う医療機関等が所在する市町村（福津市）に郵送してください。（送付先：〒811-3293 福津市中央 1-1-1 新型コロナワクチン接種対策室）

② 窓口申請

接種を行う医療機関等が所在する市町村（福津市）の窓口に「住所地外接種届」のほか、「本人確認書類の原本または写し（コピー）」「接種券の原本または写し（コピー）」を提出してください。（提出先：福津市役所 本館 1 階 6 番窓口 新型コロナワクチン接種対策室）

【市町村への届出を省略できる場合】

下記のいずれかに該当する場合には、市町村への届出を省略できます。詳しくは接種を行う医療機関等が所在する市町村にお問い合わせください。

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者 など